

## ●久留米広域合併協議会第10回会議

# 新市の名称、事務所の位置決まる

■承認された重要事項など（第7回及び第9回会議で承認された項目を含む）

●**合併の期日**  
平成17年2月5日

●**新市の名称**  
久留米市

●**合併の方式**  
久留米広域方式  
(編入対等方式)

●**新市の事務所の位置**  
久留米市城南町15番地3  
(現在の久留米市庁舎)

●**地域審議会**  
田主丸町、北野町、城島町、三潞町に設置

久留米広域合併協議会第10回会議が10月18日、久留米リサーチ・センタービルで開催されました。会議では、前回会議で合意されていた「新市の名称」、「新市の事務所位置」などについて協議され、それぞれ「新市の名称は久留米市とする」、「新市の事務所の位置は、久留米市城南町15番地3（現在の久留米市庁舎）とする」との原案が全会一致で承認されました。また、「土地利用に関する取扱い」や「学校教育事業・通学区域の取扱い」など新たに9項目が提案されました。

会議の冒頭、江藤守國会長より、前回、正副会長に一任されていた新市建設計画の「地区整備の基本方針」の記述内容について、正副会長協議の結果、4地区の各々の特性を活かしながら、対等な地区整備を進めることを再確認し、前回提案の記述のままとすることが合意したことが報告されました。

### 報告事項

●**報告第15号 第9回協議会以降の協議会活動について**

9月13日から10月14日までに開催された議員の定数及び任期に関する小委員会、合併協議会幹事会、総合調整部会、都市産業部会など、延べ4専門部会12分科会20ワーキンググループの活動が報告されました。

### 協議事項

●**第15号議案 地方税の取扱いについて**  
前回、委員から提出要望があった1市4町の不納欠損処分状況及び事業所税の資料説明が事務局よりありました。地方税の取扱いは、「国民健康保険事業の取扱い」や「行政区の取扱い」と関わりが深いとの意見が委員から出ていたため、両項目が協議されるまで継続協議とすることが承認されました。

なお、次回会議では、今回委員から提出要望された滞納繰越分調定額についての資料説明を行う予定です。

●**第17号議案 地域審議会の取扱いについて**

第7回会議で久留米市を除く4町に設置することで合意し、前回の会議で提案されていた「地域審議会の取扱い」について、協議されました。

協議の結果、原案どおり4町の各区域に地域審議会を設置することやその所掌事務などが承認されました。

委員から、「地域審議会からの答申や意見を、新市の市長は十分尊重して欲しい」との要望、意見が出されました。

●**第18号議案 農林水産関係事業の取扱いについて**

前回会議で提案されていた「農林水産関係事業の取扱い」について、協議されました。

協議の結果、原案どおり「農業振興地域整備計画については、当面は各市町の既存の計画を推進していくこととし、合併後（平成19年度）、県の地域指定に基づき新市の農業振興地域整備計画を策定することなどの調整案が全会一致承認されました。

●**第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いについて**

前回会議で提案されていた「商工・観光関係事業の取扱い」について、協議されました。

委員から、「経済団体への補助及び支援について合併後も現行の各市町の補助基準に基づく助成を当分の間ではなく、新市建設計画の対象期間である10年間継続できないか」、「各商工会に